

大規模災害時における災害復旧支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙 1 に定める京都府内の 22 市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道管路施設の復旧支援に関する業務に関して、以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道管路施設の点検・調査等の復旧支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道管路施設」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号で定義される公共下水道、同条第 4 号で定義される流域下水道又は同条第 5 号で定義される都市下水路における同条第 2 号で定義される下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設をいう。

（復旧支援業務の要請）

第 3 条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道管路施設に「下水道事業における災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会 令和 2 年 12 月改定）」の「(4) 支援、応援、派遣の区分」（40 ページ）の中で定義される以下の業務が必要と認めるときは、丙に対し復旧支援業務を要請することができる。

- (1) 緊急点検
- (2) 緊急調査
- (3) 緊急措置
- (4) 一次調査（応急復旧のための調査）
- (5) 二次調査（本復旧のための調査）

2 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（復旧支援業務に伴う費用）

第 4 条 この協定に基づく復旧支援業務は、丙の支援を受けた甲又は乙の負担とする。

（下水道台帳データの提供）

第 5 条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を P D F 等の電子データとして、丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第 6 条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

（事務局及び連絡体制）

第 7 条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和4年3月31日までとする。

2 協定の有効期間が満了する30日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事

丙 公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宇治市長

宮津市長

亀岡市長

城陽市長

向日市長

長岡京市長

八幡市長

京田辺市長

京丹後市長

南丹市長

木津川市長

大山崎町長

久御山町長

井手町長

宇治田原町長

和束町長

精華町長

京丹波町長

与謝野町長

同意書

向日市は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との「大規模災害時における災害復旧支援に関する協定」を令和３年３月２５日をもって締結することに同意します。

令和３年３月１９日

向日市長